

浜田市告示第 24 号

浜田市緊急通報体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 24 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市緊急通報体制整備事業実施要綱の一部を改正する告示

浜田市緊急通報体制整備事業実施要綱（平成 23 年浜田市告示第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「緊急通報装置 1 台 1 月につき 500 円」を「次の各号に掲げる緊急通報装置の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 固定電話回線を利用する緊急通報装置 1 台 1 月につき 500 円
 - (2) 携帯電話回線を利用する緊急通報装置 1 台 1 月につき 700 円
- 様式第 1 号中「㊤」を削り、

「

申 請 理 由	
---------	--

を

」

「

利 用 す る 回 線 の 種 類	<input type="checkbox"/> 固定電話回線 <input type="checkbox"/> 携帯電話回線
申 請 理 由	

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の浜田市緊急通報体制整備事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る緊急通報装置の設置について適用し、同日前の申請に係る緊急通報装置の設置については、なお従前の例による。